

平成30年度

監査結果報告書

定期監査
(企画部)
(消防局)

大分市監査委員



監 査 第 1 1 4 号
平成 3 1 年 4 月 2 6 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿

大分市監査委員 佐 藤 日 出 美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 高 橋 弘 巳

大分市監査委員 国 宗 浩

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
<p>企 画 部 企 画 課 市 長 室 情 報 政 策 課 文 化 国 際 課 ス ポー ツ 振 興 課 広 聴 広 報 課 国民文化祭・障害者芸術文化祭 推進局 ラグビーワールドカップ・東京オリ ピック・パラリンピック推進局</p>	<p>平成30年度（平成30年4月1日～平成30年11月30日）に係る事務事業 ただし、補助金等の交付事務については平成29年度分も対象とした。</p>
<p>消 防 局 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課 中 央 消 防 署 東 消 防 署 南 消 防 署</p>	<p>平成31年1月25日～平成31年4月12日</p>

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

企画部

企画課 情報政策課 文化国際課 広聴広報課

国民文化祭・障害者芸術文化祭推進局

ラグビーワールドカップ・東京オリンピック・パラリンピック推進局

特に指摘事項はなかった。

市長室

(1) 備品等の管理事務について

ア タクシー乗車券の管理が適切に行われていないもの

急を要する際に使用する目的で事前に交付したタクシー乗車券について、長期間未使用のままとなっているものや、使用状況が確認できないものが散見された。

今後は、タクシー乗車券を適切に管理するとともに、使用状況の把握を徹底されたい。

(2) 支出負担行為事務について

ア 資金前渡事務が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、毎月必要とする経費に係る前渡資金に不足を生ずる見込みのあるときは、精算し、新たに前渡を受けることができることとされている。

しかしながら、市交際費に係る経費について、精算を行わずに新たに資金前渡を受けているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

スポーツ振興課

(1) 補助金の交付事務について

(要望事項)

ア 補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、書類の不備が無いか確認の上、審査の際はその内容を十分に精査されるよう要望する。

(2) 公有財産の管理事務について

ア 行政財産の使用期間の更新手続が行われていないもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は、行政財産の使用期間の

延長又は更新について使用者から申出があったときは、当該使用者に行政財産使用期間延長（更新）許可申請書を提出させなければならないとされている。

しかしながら、行政財産の使用期間の更新手続が行われていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 行政財産使用料を徴収していないもの

大分市行政財産使用料条例の規定では、市長は、行政財産の使用許可を受けた者から、使用料を徴収することとされている。

しかしながら、使用許可の際に使用料の調定をしておらず、納入通知書を送付していなかったため、使用料を徴収していないものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

(3) 社会体育施設の使用料の徴収事務について

ア 社会体育施設の使用料に係る減免が適正でないもの

大分市スポーツ施設条例施行規則及び大分市都市公園条例施行規則の規定では、スポーツ施設等の使用料を減免する場合及びその額が定められており、別途審査基準を定め個々具体的に審査することとしている。

しかしながら、使用料の減免に係る規定の審査基準に該当しないものについて、別途市長の承認が必要であるにもかかわらず、承認を得ずに、使用料を減免しているものが見受けられた。

今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。

イ 社会体育施設の使用許可に係る使用時間が適正でないもの

大分市スポーツ施設条例施行規則の規定では、大分市スポーツ施設条例で定められたスポーツ施設の照明施設使用時間は、午後 9 時までとされている。

しかしながら、午後 10 時まで照明施設を使用許可しているスポーツ施設が見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

ウ 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの
大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

消防局

総務課 警防課 中央消防署 南消防署

特に指摘事項はなかった。

予防課

(1) 各種収入事務について

ア 手数料の徴収方法が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。

しかしながら、証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 補助金の交付事務について

ア 補助金の交付事務が適正に行われていないもの

大分市補助金等交付規則の規定では、市長は実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとするとしている。

しかしながら、平成 29 年度における補助事業において、補助事業者より実績報告書の提出を受けているものの、補助金の額の確定を行っていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

通信指令課

(1) 支出負担行為事務について

ア 契約事務が適正でないもの

大分市契約事務規則の規定では、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされ、予定価格が30万円以内のときは、予定価格調書の作成を省略することができることとされている。

しかしながら、契約金額が30万円を超えている修繕に係る契約において、予定価格調書が作成されていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

東消防署

(1) 備品等の管理事務について

ア 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、売却処分を行っている備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらずそのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適切な管理をされたい。